

令和7年9月定例会 総務委員会（事前）
令和7年9月8日（月）
〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

出席委員

委員長 古野 司
副委員長 岡本 富治
委員 福山 博史
委員 眞貝 浩司
委員 立川 了大
委員 庄野 昌彦
委員 近藤 諭
委員 梶原 一哉
委員 達田 良子

議会事務局

議事課長 郡 公美
議事課課長補佐 小泉 尚美
政策調査課課長補佐 幸田 俊樹

説明者職氏名

〔生活環境部〕

生活環境部長	飯田 博司
生活環境部交通・生活安全担当部長	佐藤美奈子
生活環境部副部長	吉成 浩二
生活環境部次長（人材確保担当）	福岡 克己
生活環境部次長（食肉衛生検査所長事務取扱）	都築 謙治
生活環境政策課長	島 智子
県民ふれあい課長	岩田 美穂
労働雇用政策課長	井口 貴弘
労働雇用政策課担当課長	山本 雄史
労働雇用政策課移住交流室長	南部 玲子
多文化共生・人権課長	山田 寛之
交通政策課長	橋本 貴弘
消費者政策課長	城福 隆志
安全衛生課長	中村 卓史
動物愛護管理センター所長	山本 晃久
サステナブル社会推進課長	松本 進一
環境指導課長	加藤 貴弘
環境管理課長	田中 麻理

保健製薬環境センター所長

相原 文枝

〔労働委員会〕

事務局長	坂東 淳
事務局次長	秋山 孝人
事務局審査調整課長	中山 貴晶

生活環境部

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第18号 検査室ユニットの購入契約について

【報告事項】

なし

労働委員会

【報告事項】（資料）

- 個別の労使紛争解決サービスの運用状況について

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時09分）

これより生活環境部・労働委員会関係の調査を行います。

この際、生活環境部・労働委員会関係の9月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

飯田生活環境部長

それでは、総務委員会説明資料によりまして、9月定例会に提出を予定しております生活環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、その他の議案等の物品購入契約となっております。

3ページを御覧ください。

その他の議案等につきまして、1点御説明いたします。

（1）物品購入契約についてでございます。

こちらは、今後の感染症有事の発生に備え、保健製薬環境センターの検査機能を強化することを目的に検査室ユニットを購入するもので、契約金額は1億6,764万円、契約の相手方は株式会社大一器械となっております。

以上が今定例会に提出を予定しております案件でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

坂東労働委員会事務局長

今定例会で御審議いただく提出予定議案はございませんが、この際、1点御報告を申し

上げます。

お手元の報告資料、2ページをお開きください。

1の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

この表は、個々の労働者と使用者の個別的労使紛争についての本年4月1日から8月末までの運用状況となっております。

表の一番上の欄、相談の件数は152件となっており、その下の欄、あっせん申請の件数は1件となっております。

それより下の欄は、あっせん申請の内容となっておりまして、この1件は現在係属中となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

古野司委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

達田良子委員

もう少し詳しく相談内容を説明していただけたらと思います。

中山労働委員会事務局審査調整課長

相談内容ですが、今回、相談件数が今年度8月末までで152件となっております。対前年比ですと16件の減となっております。

相談内容につきましては、パワハラ、嫌がらせの相談が55件と最も多く、全体の26.8%を占めております。

次いで多かったのは退職の16件、賃金未払の14件となっております。

達田良子委員

パワハラ件数が多いのは、最近の傾向ではないかと思うのですけれども、このような相談に対して、どのような対応をされているのでしょうか。

中山労働委員会事務局審査調整課長

労働委員会の相談につきましては、それぞれの内容を一つ一つお聞きしながら、丁寧に法律に照らし合わせて、どういうふうに対応していったらいいかというお話をさせてもらっております。

パワハラについては、労働局が労働施策総合推進法（パワハラ防止法）をお持ちになつておりますので、そちらとも連携してもらって御紹介することとしております。

あっせんを前提とした話になってきますと、あっせん申請をしていただいて、私どものほうであっせんの対応をしていくことになります。

達田良子委員

このような労働者のいろんな相談に応じるということは、国の機関で責任を持ってすべきことが多いと思いますが、まず労働委員会に御相談があるということは、ここが第一の窓口になっているということだと思いますので、是非こういうことに対して解決方法を示すような内容の情報提供をしていただけたらと思います。

ここへ行ったら良いですよ、あそこへ行ったら良いですよ、誰に相談したら良いですよというのではなくて、そこでやはり、まず第一に情報提供を適切にしていただければ、そこで収まることがあるかと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、生活環境部・労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時14分）